

2020年4月の雇用保険法の改正に伴い、失業手当の受給手続き後、自己都合退職者に課せられている給付制限期間が3カ月から2カ月に短縮されることになりました。本書16・17ページでは、この運用変更の実施予定日について「令和2年(2020年)4月1日」と記載しておりますが、厚生労働省に確認しましたところ、「令和2年(2020年)10月1日」開始の見込み(2020年6月12日現在)であることが判明いたしました。

これに基づく修正箇所について、以下に記します。

頁	位置	誤	正
P.2	上段10行目	2020年4月現在は2カ月	2020年4月現在
P.16	上段1～2行目	給付制限の短縮です。	給付制限の短縮です(実務上は、法改正を伴わない運用変更。同年10月1日から実施予定)。
P.17	図表(上)	2020年3月31日まで	2020年9月30日まで
P.17	図表(下)	2020年4月1日～	10月1日～
P.55	下段4～5行目	2020年4月1日以降退職者は原則2カ月	2020年10月1日以降退職者は原則2カ月
P.91	下段7行目	2カ月間※の「給付制限」	3カ月間※の「給付制限」
P.93	図表⑦	2カ月(※)の給付制限をすぎず	3カ月(※)の給付制限をすぎず
P.93	図表最下行	※2020年3月31日までの離職者及び過去5年間に3度目以降の離職者の場合は3カ月	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.107	下段図表	2カ月(※)の給付制限	3カ月(※)の給付制限
P.107	下段図表	※2020年3月31日までの離職者及び過去5年間に3度目以降の離職者の場合は3カ月	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.116	上段12行目	2カ月の給付制限	3カ月(※)の給付制限
P.116	下段14行目	2カ月もの給付制限	3カ月(※)もの給付制限
P.117	図表タイトル	<2月末に自己都合退職した人で比較>	<2020年10月1日以降に自己都合退職した人で比較>
P.118	最終行に追加	---	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.123	下段図表	給付制限(2カ月)	給付制限(3カ月※)
P.123	下段図表下に追加	---	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.126	上段5行目	1～2カ月	2～3カ月
P.126	下段10行目	2カ月間の	3カ月間の
P.127	上段図表	給付制限(2カ月)	給付制限(3カ月※)
P.127	上段図表	アルバイト(2カ月)	アルバイト(3カ月)
P.127	上段図表下に追加	---	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.127	下段10行目	2カ月間の	3カ月間の
P.128	下段9行目	給付制限を2カ月	給付制限(3カ月※)を
P.129	追加	---	※2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月
P.143	下段図表	待期7日間+給付制限(2カ月)	待期7日間+給付制限(3カ月)
P.178	上段8・9行目	2カ月(5年間のうち3度目以降は3カ月)	3カ月(2020年10月1日以降、過去5年間に2度目までの離職者は2カ月)

お詫びして訂正いたします。

同文館出版株式会社